

・・・深く考えたことがありますか？

「欠格条項で制限している障害者を支援する制度が、まだ整っていないので、欠格条項を削除できない」？



合理的配慮を提供しなければ平等な扱いにならない。
上記には、そのような認識は皆無である。

問い直しと各方面の議論によって、「本質的な業務」「補助者や補助的手段」を考慮するなどの重要な変化はあった。それでも相対的欠格条項を存続させ、“半端な門戸開放”にとどまっている。そして障害を理由とする権利制限は63制度の他にも広汎にある。

差別禁止法に求めるもの 障害者差別禁止の法理に基づく法整備の要として

日本には差別禁止法がなく、障害者差別禁止の法理に基づく法整備がなされてこなかった。

合理的配慮を提供しないことも差別であると明確にする法律もなかった。

そのもとで、欠格条項をはじめ障害者に対する差別となる法制度の廃止に根本からは手がつけられず、合理的配慮の提供も非常に遅れている。

そのように、長年にわたって欠格条項があり今も残されていることが、障害者の社会参画を阻み、合理的配慮の確立を妨げることにもなっている。

差別禁止法に求めるもの

法制度の差別廃止と合理的配慮の確立に必要な規定

- ▶ 障害者権利条約第4条が規定する「障害者に対する差別となる既存の法律、規則・・・」に欠格条項は該当しており、これらを「修正し、又は廃止する」(同4条)ことを、差別禁止法の中に明記する。
- ▶ 政府・地方公共団体が、既存の法律・規則・条例などの差別を調査し、情報公開し、差別を修正し又は廃止することを、義務づける規定を設ける。
- ▶ 合理的配慮を提供しないことも差別であることを明記する。

▶ 17

差別禁止法に求めるもの

説明責任明確化、苦情申立と権利回復の仕組み規定

- ▶ 「これは差別ではない」とするとき、その客観的根拠を説明する責任は、免許権者や試験実施者や雇用主などの側にあるという説明責任の転換を、明確にする条文を設ける。
- ▶ 苦情を申し立て、権利を回復できる条文と仕組みを設ける。

▶ 18

資料目次

スライド形式 (数字はスライド番号)

- 20 主な経過
- 21 2001年を境とする変化
- 22 医師など
- 23 看護師など
- 24 自動車等の運転免許
- 25 選挙に行けなくなった
- 26 日々届いている声

A4サイズ(巻末)

- 63制度の一覧
- 参考文献など

主な経過

1870年代 現在の欠格条項と同様の条文が制定された。
新しい法律ができるたびにコピーされて増加してきた

1993年 障害者基本法制定、「障害者対策に関する新長期計画」スタート。「資格制限等による制度的な障壁」など四つの障壁の除去をかかげる

1998年 「制度的な障壁」除去停滞。障害故に薬剤師免許交付申請を却下された早瀬久美さんが発言。政府検討開始

1999年 政府「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を決定、63制度を対象に。障害者関係者は街頭署名も。

2001年 「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案」成立

2011年 改正障害者基本法成立

2001年を境とする変化

「本質的な業務」をその人が遂行できるかが基準になった

臨床医なら診断することが「本質的な業務」になる。「本質的な業務」は見直し作業のなかで議論されてきて、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の関係法令改正試案(2001年)」にも記述がある。

補助者や補助手段などを考慮にいれるようになった

第一条の二 厚生労働大臣は、医師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。(現行の医師法施行規則から引用)

条文に「意見の聴取」を追加した

医師法第七条第五号など。2001年までは欠格条項に該当すると判定された人にとって「意見の聴取」の機会さえもなく、全く問答無用だった。

医師など

2001年以前は障害のある医療従事者は「いないはずの人」だった。

2002年から、点字や音声でも受験できるように試験方法を変え、全盲の医師や耳の聞こえない医師も誕生している。

ただし、相対的欠格条項のため、合格後に審査が加えられたり、研修を受け入れる病院が少ないことも障壁となっている。

免許交付申請時の診断書提出についても2001年当時から疑義が出されている。



大里晃弘(おおさとあきひろ)さん 精神科医。医学生の時に失明、鍼灸マッサージ師として働いてきた。欠格条項見直し後、2002年から医師国家試験に再挑戦、2005年に合格し半年後に免許交付を受けた。

看護師など



2001年の薬剤師法改正直後の試験では受験者が補聴器の装用を拒否された。各試験の連絡窓口も電話のみの記載で、聞こえない本人には連絡できないものだった。欠格条項のもとで、障害者が平等に受験できる環境づくりも、非常に遅れてきた。

左の調査で、91校の看護学校学部に聴覚障害学生が学ぶようになっているが、手話通訳や筆記通訳の実施は皆無であり、ほとんど何も合理的配慮が行なわれていないことが明らかになっている。

自動車等の運転免許

- ▶ 道路交通法90条は運転免許試験に合格しても病気によって免許を交付しないか又は取り消すことがあるとしている。病状を自己申告する仕組みだが、病気があれば危険という見方ゆえに条文も病気の有無に焦点がある。
- ▶ 運転免許試験の適性検査の合格基準は道路交通法施行規則23条にある。日本では視力0.7未満で免許不可とされるが、警察庁委託調査報告にある国々は、視力基準平均0.5程度で、個々人について安全に運転する可能性を検討している。
- ▶ 同じく調査報告にある10か国のうち9カ国が、自家用車の運転については聴力不問。日本では、聴覚障害者は補聴器か特別なミラーの装着が条件だが、似た制度があるのは韓国のみで、その韓国も2010年からタクシー免許等を認めている。

選挙に行けなくなった

成年後見制度での選挙権確認求め提訴

2011年2月1日TBS放送

判断能力の不十分な人が財産管理などを代理してもらう「成年後見制度」。この制度を利用している女性が「制度を利用すると選挙権が奪われる公職選挙法の規定は憲法違反だ」として、国を相手取り訴えを起こしました。



2011年、東京・埼玉・京都の各地裁に相次いで選挙権の確認を求めて提訴されている。

成年被後見人への欠格条項は数多くあり殆どが絶対的欠格条項。例えば公務員法では、成年被後見人には受験資格がなく、もし成年後見制度を利用したときは退職しなければならない。必要な人に対して財産管理等に支援を提供することが、その人から参政権や労働権などの基本的権利を奪うことになっているのは、全く不合理である。

▶ 25

日々届いている声

■■の資格免許を取得したいが、欠格条項はないか？

障害があるが、□□の免許試験は受験できるかどうか？

相対的欠格条項に該当するとされて、試験に合格しても、免許交付申請を却下されるのではないか？

働くなかで、病気や障害をもった。そのために免許をとりあげられるのではないか？

平等に受験するために必要な配慮を求めたが断られた。

相対的欠格条項の存在を理由に、専門学校等が受け入れない。／入学を辞退するよう学校から求められた。

▶ 26

国が1999年に見直し対象とした63制度

2011年8月現在

	資格免許	法律名	現状
1	検察審査員	検察審査会法	障害者にかかわる欠格条項の全廃
2	製菓衛生師免許	製菓衛生師法	同上
3	栄養士免許	栄養士法	同上
4	調理師免許	調理師法	同上
5	地域伝統芸能等通訳案内業免許	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	免許の廃止
6	歯科医師国家試験・予備試験	歯科医師法	受験欠格の撤廃
7	医師国家試験・予備試験	医師法	同上
8	公営住宅への単身入居	公営住宅法施行令	2011年地域主権関連法成立に伴い6条を削除、地方公共団体に委ねられた
9	改良住宅への単身入居	住宅地区改良法施行令	同上
10	風俗営業の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	不許可対象から「精神病者」を削除
11	風俗営業の許可基準に係る調査業務	風俗環境浄化協会に関する規則	同上
12	風俗営業の営業所の管理者	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	同上
13	建設機械施工の技術検定	建設業法施行令	受験欠格の見直し。建設業法施行令の欠格条項は存続
14	理学療法士・作業療法士免許	理学療法士及び作業療法士法	精神相対、従前のまま
15	理容師免許	理容師法	同上
16	薬局開設許可	薬事法	同上
17	麻薬の輸入等に係る免許	麻薬及び向精神薬取締法	同上
18	医薬品等の一般販売業等の許可	薬事法	同上
19	けしの栽培許可	あへん法	同上
20	医薬品等の製造業等許可	薬事法	同上
21	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	同上
22	柔道整復師免許	柔道整復師法	同上
23	美容師免許	美容師法	精神相対、従前のまま
24	医師免許	医師法	視聴覚言語相対に。精神相対は従前のまま
25	視能訓練士免許	視能訓練士法	同上
26	言語聴覚士免許	言語聴覚士法	同上
27	臨床工学技士免許	臨床工学技士法	同上
28	保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦免許	保健師助産師看護師法	同上
29	歯科医師免許	歯科医師法	同上
30	診療放射線技師免許	診療放射線技師法	同上
31	救急救命士免許	救急救命士法	同上
32	歯科衛生士免許	歯科衛生士法	同上
33	歯科技工士免許	歯科技工士法	視覚障害相対に。精神相対は従前のまま
34	薬剤師免許	薬剤師法	聴覚言語障害は絶対的欠格を削除。視覚障害相対に。精神相対は従前のまま
35	義肢装具士免許	義肢装具士法	同上
36	臨床検査技師・衛生検査技師免許	臨床検査技師等に関する法律	同上(「衛生検査技師」資格は廃止された)
37	特定毒物研究者の許可	毒物及び劇物取締法	視聴覚言語と色覚削除、精神相対は従前のまま
38	毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法	同上
39	国家公務員の就業禁止	人事院規則	精神障害者の就業禁止は船員である職員に残されている
40	火薬類取扱	火薬類取締法	知的、精神を、「精神の機能の障害」に変更
41	獣医師免許	獣医師法	視聴覚言語精神障害者および「上肢障害者」を相対に
42	家畜人工授精師免許	家畜改良増殖法	「上肢の機能の障害」も相対に
43	外国人の上陸制限	出入国管理及び難民認定法	精神障害について相対的欠格に。
44	銃砲又は刀剣類所持に係る許可	銃砲刀剣類所持等取締法	精神、てんかん、そううつなどを対象に厳しい制限
45	狩猟免許	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	精神、てんかん、そううつなどを対象に。視聴覚基準の変化なし。四肢体幹障害については補助手段に言及
46	自動車等の運転免許	道路交通法	精神、てんかん、そううつなどを対象に。免許交付更新申請書に病状申告欄新設。視力基準は変更なし。聴力は2008年に特定後写鏡免許を新設。
47	指定射撃場の設置者及び管理者	指定射撃場の指定に関する内閣府令	銃刀法に準拠
48	海技試験制度(自衛艦)	船舶の記員の基準に関する訓令	「身体の障害」を「身体の故障」に変更
49	無線従事者免許	電波法	設備操作に支障がない場合には免許交付、ただし限定条件あり
50	一般労働者の就業禁止	労働安全衛生規則	精神障害者就業行為制限の一部および雇入時色覚検査削除
51	衛生管理者・作業主任者・クレーン等の運転免許	労働安全衛生法	規則で、精神・身体機能の障害ゆえにある作業内容を行えない者への相対規定
52	海技従事者国家試験(一般船)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	身体検査基準は実質的運動能力で評価へ
53	動力車操縦者運転免許	動力車操縦者運転免許に関する省令	身体検査基準の見直し。運動機能は「運転に支障がある障害がないこと」に変更
54	水先人免許	水先法	身体検査標準表の見直し。業務を行うに差し支える重い疾病又は身体機能の障害がないこと
55	船舶乗務のための身体検査基準	船員法	法文表現の見直し。てんかん、精神病など絶対的欠格から相対的欠格に
56	航空機乗り組のための身体検査基準	航空法	航空法施行規則において身体検査基準の見直し
57	通訳案内業免許	通訳案内士法	精神障害が相対に
58	放射性同位元素等の使用、販売等の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	同上
59	放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並びに放射線発生装置の使用の制限	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	同上
60	警備員の制限	警備業法	同上
61	警備員等の検定資格	警備業法	同上
62	警備業の認定	警備業法	同上
63	警備員指導教育責任者・機械警備業務管	警備業法	同上

※1番から12番までは障害者欠格条項はなくなった
13番から63番については現在も相対的欠格条項が残されている

■参考文献など

障害者欠格条項をなくす会ニュースレター51号 2011年

ADAの現状と活用の仕組み－ADA二十周年を迎えた米国での短期調査から 臼井久実子・瀬山紀子
『福祉労働130』2011年

障害者欠格条項の現状と課題 臼井久実子・瀬山紀子 『障害学研究4』 障害学会 2008年

『Q&A 障害者の欠格条項』 臼井久実子編著 障害者欠格条項をなくす会企画 明石書店 2002年

英国におけるDeaf peopleへの看護教育の現状について 栗原房江 『看護教育』2011年8月号

医療系大学等における聴覚障害学生への講義保障のための調査研究事業報告書 2009年

<http://www.com-sagano.com/jisls/publications/svision04.html>

『医療現場で働く聞こえない人々－社会参加を阻む欠格条項』聴覚障害をもつ医療従事者の会編著 2006年

『もう一度選挙に行きたい－成年被後見人に選挙権の回復を』NPO法人PandA-J 2011年

人権と障害者－保障と障壁(一)(二)(三)(四) 田中邦夫 国立国会図書館『レファレンス』所収 1997-98年

旧障害者施策推進本部ウェブサイト

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/suishin.html>

「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」

障害者施策推進課長会議決定(2005年11月9日) <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sikaku.html>

障害者欠格条項をなくす会ウェブサイト

<http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>

附則・付帯決議から引用、抜粋 (いずれも2001年6月)

「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案」提出時法案は、次の附則修正を加え、参議院・衆議院それぞれで附帯決議をつけて成立した。

附則

修正第2条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付帯決議

・各種資格試験等においては、これが障害者にとって欠格条項に代わる事実上の資格制限や障壁とならないよう、点字受験や拡大文字、口述による試験の実施等、受験する障害者の障害に応じた格別の配慮を講ずること

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、障害者等に対する免許の拒否等の基準を定めるに当たっては、交通の安全と障害者等の社会参加が両立するよう、障害者団体を含め、広く各界の意見を十分聴取すること。

三、運転免許の適性試験・検査については、これが障害者にとって欠格事由に代わる事実上の免許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを行うこと。